

令和4年7月26日

厚生労働省 子ども家庭局  
家庭福祉課長 河村のり子殿

一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会  
会 長 北川 聡子

## 令和5年度予算編成にむけてのファミリーホーム関係要望書

ファミリーホームが国の制度として法定化されてから13年目を迎えました。

児童福祉法の改正、新しい社会的養育ビジョンが出され、市町村・都道府県における家庭養育支援体制の整備も始まってきています。家庭と同様の養育環境であるファミリーホームも、里親と同じく家庭養護として、社会的養護の必要な子どもの養育に大切な役割を果たしています。

この間、全国で427カ所、1,668人余り(令和3年3月末現在)の社会的養護の必要な子どもたちがファミリーホームで暮らしています。いつもファミリーホームを支えていただき感謝申し上げます。

しかしながら、ファミリーホームで暮らす子どもたちにとって、質の高い家庭養育が提供できる環境の整備には、まだ様々な課題があります。子どもたちの安心できる暮らし、健やかな成長、またファミリーホームの運営の安定化のための更なる改善について、これからも共に考えていただければと思います。

つきましては、令和5年度予算編成に際し、以下の通り要望いたします。

### 【要望事項】

#### 1. 小規模な養育環境の実現—子ども4人の措置であっても、運営できるようにしていただきたい

ファミリーホームは、現在様々な役割、多様な機能を果たしています。乳児に特化したファミリーホーム、一時保護を中心としたファミリーホーム、措置児のほかに一時保護の受け入れを行っているファミリーホーム、施設で不応児の子どもを受け入れているファミリーホームなどです。

ファミリーホームの定員は5~6人となっていますが、障害児に該当する子どもの割合は、児童養護施設が36.7%に対しファミリーホームは46.5%となっています。また高齢児の措置も多く、養育が難しい子どもが措置される傾向にあります。養育の難しい子どもも含めて子ども6人の場合、養育者の負担が大変大きくなり、補助者の増員をしなければならないため、経営的に赤字で運営しているファミリーホームもあります。つきましては、家庭養育という点も鑑み、養育困難な子ども(障害児・被虐待児・課題を抱える高齢児等)が措置された場合、措置児が4名でも運営が成り立つようにしていただきたい。また、子どもが5,6人委託される場合は、その分の事務費保護単価の上乗せをしていただきたい。また、定員払いに関しても今後議論の上検討していただきたいと思います。

## 2. 子ども達の養育充実のための事務費保護単価改定について

昨年度より、同じ家庭養育である里親手当が改定され増額となっています。地域小規模児童養護施設とは制度は違う家庭養護ですが、同じ社会的養護の子どもを地域で養育している地域小規模児童養護施設は、6人の子どもに対して、おおむね常勤2人・非常勤2人+地域小規模加算で常勤1人加配になります。一方でファミリーホームの配置基準は、常勤1人・非常勤2人で同じ6人の子どもを養育しています。そこには養育者の涙ぐましい熱意と24時間365日養育するという子どもへの想いで成り立っている実態があります。

またファミリーホームは、夫婦ともに専門の割合が3割を超え、法人の運営でも、常勤2名以上のところもあります。また補助者を2人以上というところが5割を超えている実態があります。

このことに加えて、昨今は養育の困難さを抱えた子どもも増加しています。

今後は、是非子どもにとって手厚い家庭養育での環境のために、今後ファミリーホームの国庫負担金を常勤2人・補助者1名分に引き上げをお願いいたします。

## 3. 家庭養護でありつつ第二種社会福祉事業であることについて

ファミリーホームは、日本の中では家庭養護として位置付けられ、かつ第二種社会福祉事業です。しかし、事務員もいない中、第二種社会福祉事業であるため施設と同じような規定や監査、行政との対応、研修などがあるためかなりの事務量を養育者が担っています。

しかし、里親と同じ家庭養護であっても、第二種社会福祉事業であるため、養育者の労働を理由に、保育園には入所できません。

このような矛盾を抱えつつ、夜間も含めて365日厳しい条件下で養育を行っているのがファミリーホームです。今後制度開始から13年を迎えた家庭養護として位置付けられているファミリーホームについての在り方を、現場の意見を大切にしながら厚生労働省と共に考えていく機会が必要と考えます。

## 4. 措置児童数について

全国ファミリーホームでは、子どもの受け入れの準備ができているにもかかわらず、措置児童が少ないところが散見します。家庭養育推進のためにファミリーホームでの養育を推進してください。日本ファミリーホーム協議会としても、子どもが安心・安全に育つための研修等を企画して応援します。

## 5. 障害児やケアニーズの高い子どもへの手厚い対応について

### (1) 障害児の受け入れ加算について

ファミリーホームには、様々な障害がある子どもが約46.5%委託されています。特に重い障がいのある子どもの場合、登下校や通院、レクリエーションなど、子どもの移動に必ず大人の付添が必要となり、更には、常に大人の見守りが必要な子どもが委託されているケースもあります。措置費の面からみると、ファミリーホームの人員配置は、常勤1+非常勤2が基準となっており、障害児の場合には、いわゆる加配に相当する人の手配が必要となります。つきましては、障害がある委託

児童が増加している現状、また他の子どもに対しても手厚い養育を行えるよう、療育手帳や受給者証がある子どもに対して障害児の受入れ加算の新設をお願い致します。

## (2) 特別児童扶養手当について

家庭養護であるファミリーホームに、特別児童扶養手当を支給していただきたい

ファミリーホームの障害のある子どもに対しては、手厚い養育が必要となります。特別児童扶養手当は、「精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給する」となっています。近年では、精神障害の子どもも措置されるようになり、たとえば居室の壁に落書きをしたり、穴を開けたり、ドアを壊すなど大変な状況で養育されているホームもあります。また登下校に車での送迎や通院など、1対1では難しいため2対1や3対1などの状況で対応している子どももいます。子どもの自室やホームで起きた器物破壊に対しては、保険の適用外になるケースが殆どで、運営的にも厳しい状況があります。つきましては、障害がある委託児童が増加している現状を踏まえ、家庭養育の場としてのファミリーホームに対し、親権代行者として手厚い養育が行えるよう特別児童扶養手当を支給していただきますようお願い致します。

## (3) 被虐待児等ケアニーズが高い子どもへの手厚い対応のための加算について

ファミリーホームに措置されている子どもで一番多い年齢は、17歳と高くなっています。また施設で適応できないなど虐待を受けた子どものファミリーホームの措置は、53.0%となっておりケアニーズの高い子どもが小規模なファミリーホームに措置されている実態があります。高齢の子ども達は、トラウマの影響もあり困り感が高く、小さな頃からの安心感の積み重ねが少ないために少しの変化でも混乱が起これり感情のコントロールが難しくなり、暴力や失踪、自殺企図など児童心理治療施設の子どもの同じような子どもが措置されていることもあります。ファミリーホームにおいてこのような子どもたちの養育は、大変苦労が多く心身に疲弊してしまうこともあります。

ケアニーズの高い子どもの養育をしているファミリーホームに対するバックアップの支援が必要であるとともに、医師の診断書などを条件に、受け入れのための加算が必要と考えます。

## 6. 児童養護施設等体制強化事業の推進について

この度、令和4年度児童養護施設等体制強化事業の中に、ファミリーホームに対しても業務負担軽減として、補助者等の雇上げ強化のために4,079千円を加えていただくことにつきまして大変感謝致します。しかし全国の都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市等において実施するところがほとんどなく大変困っています。

ファミリーホームは、措置費も大変少ない中、里親の頑張りで運営を行っています。どうかこの事業が全国において展開できますよう、厚生労働省としましても各自治体への強い働きかけをお願い致します。また同時に児童養護施設等体制強化事業で、新しい人を雇うことで民間給与等改善費の加算割合が低くなります。ファミリーホームにおいては少人数で養育していますので、平均年数の影響が出やすくなります。そのため、ファミリーホームにおける児童養護施設等体制強化事業は、民間給与等改善費に含まれないように配慮をお願い致します。

## 7. 高校生の措置費充実について

ファミリーホームは、高齢の子どもの受け入れが多いため高校生の措置も多くなっています。入学金・制服など負担するお金だけでなく、日々の生活にかかるお金は、一般生活費と特別育成費では足りず、ファミリーホーム自身の持ち出しが多い実態があります。また卒業、入学と年度をまたぐ支出も多いのですが、年度を超えると拠出されない県もあります。高校にほとんどの児童が進学する現在、高校生の措置費は現実には合致するものとなっていません。制服や入学金等は、3月31日までの支度金86,300円では足りません。部活動費など義務教育と同様、限度額なしの実費支弁としていただくようお願い致します。また、高校に再入学した場合も支度金が必要となりますので、措置費の中に入れていただきますようお願い致します。

## 8. 乳幼児受け入れ加算について

児童養護施設には乳幼児の加算があります。里親手当も乳児手当とそれ以外となっております。ファミリーホームにおいても乳幼児の加算の創設をお願い致します。

## 9. 18歳以降の子どもへの支援について

この度の児童福祉法改正により、子どもの自立支援に関する年齢制限が撤廃されました。社会的養護が必要な子どもはいくつものハンデを抱えており、そうした子どもが経済的にも精神的にも自立するには、18歳までの限られた期間では、決して充分とは言えません。年齢にかかわらず、社会的養護下にある子どもたちの自立を支援する手立てがこの法律によりさらに発展することを期待するとともに、そうした子ども達が少しでも自立に向けて成長するためには、家庭環境における措置延長は有効な手段であると考えています。

最近、措置延長は多くの自治体で活用されるようになりましたが、高校以上の進学に際しては自宅通学に限るなど、運用に際し地域格差が顕著に見られます。加えて、措置延長されても最長20歳の誕生日前日までとなっており、誕生日によっては1年近くも支援がない状況となります。

つきましては、自立支援の充実について以下のことをお願い致します。

- (1) 措置延長の積極的な活用について自治体への指導を徹底するとともに、浪人している子ども等に関しても、より本人の自立支援につながるよう弾力的な運用をしていただきたい。
- (2) 進学に際し、自宅以外の寮、アパート等で生活する場合についても、監護権が行使される場合は、措置延長を認めていただきたい。
- (3) 20歳の誕生日が4月であっても20歳を迎えた年度末まで措置延長を認めていただきたい。

## 10. 措置延長終了後の社会的養護自立支援事業で22歳までの医療費支給について

児童福祉法という制度上の制約の中で、大学進学者等に対して措置延長終了後の支援事業を創設して頂きありがとうございます。この場合は、措置延長終了後になりますので、医療費については国民保険に加入することになります。それまでは措置費で、医療費がかからなかったのですが、一人世帯で月額3,450円(年額41,400円)の保険料になります。また、医療費の3割患者負担もあり、貧困状態になりやすい状況のケアリーバーの子どもが、体調が悪くても病院受診を控える傾向

になる場合もあります。社会的養護自立支援事業の中で、22歳の自立まで医療費分の補助をお願いします。

## 11. ファミリーホームにかかる修繕費の支弁について

「住宅補助制度」の新設（従来の住宅等修繕費とも関連）

近年、様々な障害や課題を持つ委託児童が増えてきており、中には精神的な問題を抱えパニック状態で破壊行為に走る子どももおります。こうした子どもが一旦パニック状態となると、建物内部や建具、家具などが壊れ、日常的な補修修理では追いつかない状態となります。特に、個人事業の場合には建物や家財道具が私有財産であるため、これらの損害は個人負担となっております。

つきましては、これらの破損したものを原状回復する修繕費の新設をお願いいたします。

## 12. 養育補助者の勤務経験を養育者の要件として認めることについて

ファミリーホームの養育者の要件については、里親経験の他、施行規則（平成24年3月29日付）において「乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に三年以上従事した者」とされました。現在、ファミリーホームの補助者が養育者となる道は大変狭く、知事の判断でファミリーホームの養育者となるために補助者の職員経験を認めているところは僅かしかありません。ファミリーホームは6人までの子どもを家庭で受け入れる大家族でありますから、日々の暮らしを作っていく養育者には、それ相応の経験が必要です。また、子どものパーマネンシーの保障、家庭養護の安定した供給の確保、家庭養護の担い手の人材育成という観点から、後継者による引継ぎや補助者が独立して新たなファミリーホームの開設をしていけるようにしていくことが重要です。これらのことから、ファミリーホームで十分な職員経験を積んだ補助者がファミリーホームの養育者となれるようにしていただきたい。

つきましては、ファミリーホームの補助者を、条件付き（子どもの養育・養育補助を職務内容とし、夜勤勤務経験も含み、1日6時間以上勤務かつ月20日以上三年以上または同等の勤務時間従事、また青色事業専従者形態についても同等の勤務要件、さらに研修受講や里親等の認定、資格取得等）で養育者の要件を満たす者として位置付けていただきますようお願い致します。また、ファミリーホームにおいては少人数の職員体制で養育していますので、平均年数の影響が出やすくなります。ファミリーホームの安定的な運営・雇用環境のもと担い手を育成するため、民間施設給与等改善費が下がらない配慮をお願い致します。障害児関係の仕事に従事した場合も、ファミリーホームの養育者の要件に入れていただきたい。